

「建設発生土の利用」の勉強会の記録

平成18年2月16日(木)、大成化工会議室(葛飾区西新小岩3-5-1)において、「建設資源広域利用センターの事業について」と題した当NPO事務局メンバーの勉強会が行われました。

講師を建設資源広域利用センターの首都圏事業課長奥秋聡克氏にお願いし、当NPOが取り組んでいる「スーパー堤防と一体的な街づくり」に関わりの深い建設発生土の利用について理解を深めることが出来ました。講演の概要は次の通りです。

講演「建設資源広域利用センターの事業について」

講師 建設資源広域利用センター 首都圏事業部首都圏事業課長 奥秋 聡克氏
平成18年2月16日(木) 15:00~16:30 大成化工(株) 会議室

はじめに

(株)建設資源広域利用センター(UCR)は、建設発生土の有効利用を目指して平成14年4月、ACRとCENDRUCが合併して設立されました。

(株)首都圏建設資源高度化センター(ACR)は、建設省が平成3年に音頭をとって東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市の5自治体(55%出資)と、ゼネコン、電力、ガス等の民間企業(45%出資)により設立された第三セクターです。

(株)沿岸環境開発資源利用センター(CENDRUC)は、地方圏の埋め立て事業と首都圏の建設発生土の需要と供給を広域的に調整し、沿岸域の開発資材として建設発生土等の有効利用を図るため、首都圏の3自治体(東京都、横浜市、川崎市)と民間企業が出資して、平成6年に設立されました。

UCRは、今は国の影響を全く受けておりません。社員数は24名です。社長は、東京都、専務は旧運輸省、監査役は川崎市、総務部長は東京都、広域事業部長は東京都、首都圏事業部長は埼玉県です。

資産は持っていませんが、黒字経営を続けています。

私は、UCRに入社してから2年になりますが、やればやるほど建設発生土の仕事は厳しいと感じています。行政がきちんと音頭をとりたいが、行政だけでやろうとしてもなかなか手を出せない。民間だけでは利潤一辺倒に走って行く心配がある。三セクのような機関が入ってコントロールするのがよいと思っています。

本日の話の内容は、皆さんが関心を持たれているスーパー堤防への建設発生土の搬入についてお話できればよいのですが、なかなかつかみ切れない部分があります。

このため、「建設発生土の工事間利用」について、概括的にお話させていただきます。

1. 工事間利用とは

工事間利用とは、建設発生土を資源として捉え、その資源を再配分することです。建設発生土は、スーパー堤防や羽田空港再拡張等の材料として活用されるような価値のあるものは不足しているのですが、全体としてはあまり続けております。

これまで私は、この仕事に携わって、情報を一元的に管理し、指令する者がいないとうまく活用することは難しいと思っています。

建設発生土は、廃棄物ではなく資源です。このことは法律で明確に位置付けられています。そういうお膳立ては出来ているけれども、資源としては有効に使われていません。

建設発生土は、いろいろな所から、いろいろなスタイルやタイミングで出てきますから、横の連携がとれていないとうまく活用することは出来ません。日本は縦割り社会で、国は、公共工事の枠の中だけで、「建設発生土の有効利用に関する行動計画」（平成15年）というものを作りました。

しかし、建設発生土は、民間の事業から大量に発生しており、処分に困って不法投棄処分や望まれない場所に捨てられるようなことが起こっています。

建設発生土は、リサイクルの理念ばかりが先行し、実態がついていっていないのが現状と思っています。

(1) 都関連工事の目標指標

都は、平成15年4月に「建設リサイクル推進計画」を策定し、その中で建設発生土は、平成22年度までに95%有効利用することになっています。

有効利用とは、現場内の利用と、工事間利用をすることです。この目標値は、驚くべき高い数値です。実際には使えない土が多い。汚れた土も多い。

埼玉県は、このような目標値は掲げていません。出来るだけ有効利用しようという程度です。神奈川県の場合は、「きちんと処分しましょう」ということで、不法投棄の防止に力点をおき、指定地処分を熱心に奨励しています。

都は、早い時期から取り組んでいたため、現場内利用は区市町村までかなり浸透していますが、工事間利用はあまり進んでいません。今後目標の95%を達成するためには、工事間利用を積極的に推進する必要があります。

(2) 資源循環型社会への貢献

建設発生土は、環境に負荷を与えないような処分をする必要があります。

都は、自由処分をさせていません。業者がコストを縮減するため、処分場ではない所に建設発生土を捨てる例が跡を絶ちません。自由処分は不法投棄の温床になっていますが、まだ続いています。しかし指定地処分は、処分場の寿命を縮めてしまいます。

新材の調達先は主に千葉県です。千葉は砂の山が多く、新材が採取された後グランドキャニオンのような状況になっている所が沢山あります。そこへ建設発生土がどんどん捨てられています。そういうことを出来るだけ少なくするために工事間利用を進める必要があります。

(3) 建設コスト縮減

工事間利用は、コスト縮減につながります。土を搬出する方と受け入れる方の両方が建設コスト縮減を図ることが出来ます。遠くの民間の処分場に出すよりも近くに圏央道やスーパー堤防等受け入れてくれる工事現場があれば、運搬費が安くなりますし、処分費は只になります。

スーパー堤防等受け入れる側も土が足りませんので、タイミングが合えば只で調達できます。しかし、合わないと購入せざるをえません。民間から建設発生土を購入すると1立米当り2000円から4000円のコストがかかります。スーパー堤防が幅50メートル、延長100メートル、高さ10mとすると、1億5千万円～2億円を要します。工事間利用ができれば只になります。

2. 円滑な工事間利用を行うために

(1) 工事間利用が成立する条件

工事間利用が成立するためには、土の質、搬出・搬入の時期、土の量、この3つの条件が搬出側、受入側双方で合致する必要があります。

この合致させるための利用調整は、かなりの努力が必要です。受入側は、不良土であるか否かを早期に確認し、施工のスケジュールをきちんと守ってくれるのかを見極める必要があります。大量の土量の搬出・受入は、計画の段階から調整しておかなければ、出来ることではありません。スケジュールが狂いいきなり搬入しようとしても受け入れるわけにはいきません。

(2) 工事間利用に要するコスト

土を受入れの現場に搬入する際、受入れ土の敷き均しやダンプが出入りするための仮設道路の建設費・維持費、ガードマンの人件費とか現場でかかる経費が必ず出てきます。それを誰が負担するのかが問題になります。

このコストを設計段階で計上することが大変重要なのです。これまでは、このコストを見逃していたため、トラブルになっていました。

(3) 土質試験・化学分析等の必要性

民間、公共を問わず土壌の汚染問題は日常的におきています。土質が悪ければ受け入れることは出来ません。どこから出てきた土か、地歴が把握出来る場合は、早く対応が出来ます。しかし東京の場合、有楽町層の土は、自然に毒性が堆積しているものがあります。

受け入れる際には、1000立米とか5000立米に1回チェックすることになります。我社では、5000立米に1回することになっています。1回分析すると30万円から40万円かかります。

土が汚染されていることが分ると、土質を改良するか封じ込める必要がありますが、改良コストの負担が大きな問題となります。